様式第11（第29条第１項関係）

業務休止（廃止）届出書

年　月　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第48条（第55条第２項において準用する第48条）の規定に基づき、認証の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする認証の業務の範囲
２　休止（廃止）の予定期日
３　休止の期間
４　休止（廃止）の理由
備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第二号**
**環境省令第一号**

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十三まで及び様式第三十五から様式第四十三までの規定中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○内閣府、財務省、農林水産省令第二号**

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）を実施するため、米穀等の産地情報の伝達に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　野上浩太郎

米穀等の産地情報の伝達に関する命令の一部を改正する命令

米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府、財務省、農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式表中「印」及び「（押出スタンプ）」を削る。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○内閣府、財務省令第十号**
**経済産業省令**

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十五の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可